(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、次の施設を新た に指定した旨の報告があった。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
山都町	山都町営中央体育館	山都町下市 168
山都町	浜町体育館	山都町千滝 238
山都町	下矢部体育館	山都町猿渡 371 番地
山都町	名連川体育館	山都町黒川 922
山都町	山都町立隣保館	山都町浜町 30 番地 1
山都町	山都町中尾児童館	山都町城平 20 番地 1
山都町	朝日西部生涯学習館体育館	山都町鶴ヶ田 3478 番地 1
山都町	木原谷生涯学習館	山都町木原谷 355 番地
山都町	清和体育館	山都町大平 305 番地
山都町	山都町清和山村基幹集落センター大会議室	山都町大平 306 番地 1
山都町	緑川生涯学習館	山都町緑川 1047 番地
山都町	長谷地区体育館	山都町長谷 678 番地
山都町	上差尾地区体育館	山都町上差尾 1027 番地
山都町	橘地区体育館	山都町橘 134 番地 1
山都町	花上地区体育館	山都町花上 582 番地
山都町	林業者等健康増進施設	山都町柏 719 番地

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会公告第2号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会長

- 1 開催日時
 - 平成 17 年 3 月 24 日 (木)
 - 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
 - 県庁新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 議題
 - (1) 平成16年度熊本県ひとり親家庭等実態調査の最終報告について
 - (2) 母子家庭等を取り巻く課題について
- (3) 熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画の基本理念、骨格(項目立て)等について | 傍聴者の定員

10 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 - 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班)

(電話 096-383-1111 内線 7127)

熊本県立大学改革推進委員会公告第2号

熊本県立大学改革推進委員会第3回会議を次のとおり開催する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県立大学改革推進委員会委員長

1 開催日時

平成 17 年 3 月 28 日 (月)

午後1時30分から(2時間程度)

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁本館5階「審議会室」

3 議題

各検討部会の検討状況について

公立大学法人定款(原案)について

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県総務部私学文書課 (電話 096-383-1111 内線 3217)

正 誤

平成16年12月1日号外第64号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

	ページ	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則をここに公布する。	
正	2	平成 16 年 12 月 1 日	
		熊本県知事 潮 谷 義 子	
		熊本県規則第 58 号	
		熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則	
	ページ	熊本県規則第 58 号	
誤	2	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則を次のように定める。	
		平成 16 年 12 月 1 日	
		熊本県知事 潮 谷 義 子	
		熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則	